

第5章 管理・運営計画

1. 管理・運営の基本的な考え方

市民文化センターは、多様な文化・芸術活動の受け皿として、また、質の高い文化・芸術に触れられる本市の拠点としての機能を果たすことが求められる。また、エリアコンセプト「Hello! NEW新居浜 CAMPUS」実現のための中核拠点として、4つの整備方針の実現に向けて、まちに開かれたオープンな施設として、さまざまな人たちが気軽に立ち寄り、憩い、交流できるエリアの魅力づくりを先導することが求められる。

その実現に向けて、以下の方針に基づいて施設の管理・運営を行う。

方針1 市民・団体等と連携し、積極的に情報を発信し、事業を企画・運営する

現市民文化センターでは、貸館利用を中心に運営が行われてきた。新市民文化センターの整備を契機に、管理・運営体制の見直しを行い、市民や文化芸術関連団体、プロモーター等と連携し、さまざまな事業を企画・開催し、情報を発信する運営へと転換する。

方針2 施設の一体的な管理・運営により、複合化の効果を最大化する

新市民文化センターは、ホールエリアに加えて、交流連携エリアや生涯学習センター、児童センター、中央公園などで構成される複合型の施設である。生涯学習センターと児童センターについては、それぞれ別組織の運営になると考えられるが、可能な限り一体的な管理・運営を行うことにより、施設管理の効率化を図るとともに、公園や共用部を介したエリア・機能間の連携、ホールと公園を活用したイベント開催など、複合化の特性を活かした整備・運営を行い、複合化の効果の最大化を図る。

方針3 専門性を有する人材を確保し、適切な管理・運営体制を構築する

上記の2つの方針を実現するためには、事業の企画・立案、広報・宣伝、資金調達、舞台・会場運営など、多岐にわたる分野での知識や経験を有する専門人材が必要となる。また、それらの人材をマネジメントし、かつ、外部組織とも円滑に連携できる組織体制の構築が求められる。

そのため、民間活力の導入も含めて、適切な管理・運営体制のあり方を検討する。

なお、管理・運営の具体的な計画については、本計画の内容を踏まえつつ、今後、別途「管理・運営計画」を策定する過程において、詳細を検討する。

2. 事業の実施方針

(1) 貸館事業

貸館事業とは、市民や利用団体、興行主催者などが施設を借り、主体となって行う事業で、現在の市民文化センターでは貸館事業が利用の中心となっている。令和元年度(新型コロナウイルス感染症拡大前)の実績では、ホール全体で8割近い稼働率があり、会議室等においても、部屋によって違いはあるものの、高稼働な部屋で6割以上の水準となっていることから、新市民文化センターにおいても相応の需要が見込まれる。

そのため、新たに整備するマルチスペースの有効利用や楽屋等の多目的利用を図りながら、引き続き、「市民の多様な活動を支える拠点」としての役割を果たしていく。また、交流/学習スペースなど交流連携エリアの利用を促進し、多くの市民が日常的に利用し、思い思いの時間を過ごせる場所としていく。

(2) 自主事業

自主事業とは、施設の運営主体が主催又は共催で企画・実施する事業で、現在の市民文化センターでは、年間に数件程度の実施にとどまっている。

新市民文化センターでは、「市民が利用しやすく、質の高い文化・芸術に触れることができる拠点」として、主催事業や他の主体との共催事業など、多様な事業を積極的に企画・運営し、子どもや若者、子育て世代、高齢層など、さまざまな人が気軽に訪れ、文化や芸術を楽しめる機会を提供する。

また、学校や企業の集積、中央公園との一体的な利活用が可能といったエリア・施設の特徴を生かし、多くの人々が楽しめる催事を企画・開催し、エリアの魅力向上を図る。

なお、自主事業は、実施目的や対象者、実施方法などによって、以下のようなタイプに分類することができる。新市民文化センターでどのタイプの事業をどの程度実施していくかについては、別途策定する「管理・運営計画」の中で定めるものとする。

図表● 自主事業の分類

鑑賞型	普及啓発・育成型	参加創造型
・自主公演事業（主催事業 / 他の主体との共催事業）	・アウトリーチ事業 ・講座・ワークショップ事業 ・芸術家育成・支援事業 等	・市民参加創作事業 ・フェスティバル事業 等
例 プロの芸術家、楽団・劇団等の公演 等	例 学校でのアウトリーチ、体験ワークショップ、プロによるクリニック、舞台芸術の講座・研修会 等	例 市民音楽祭、創作ミュージカル 等

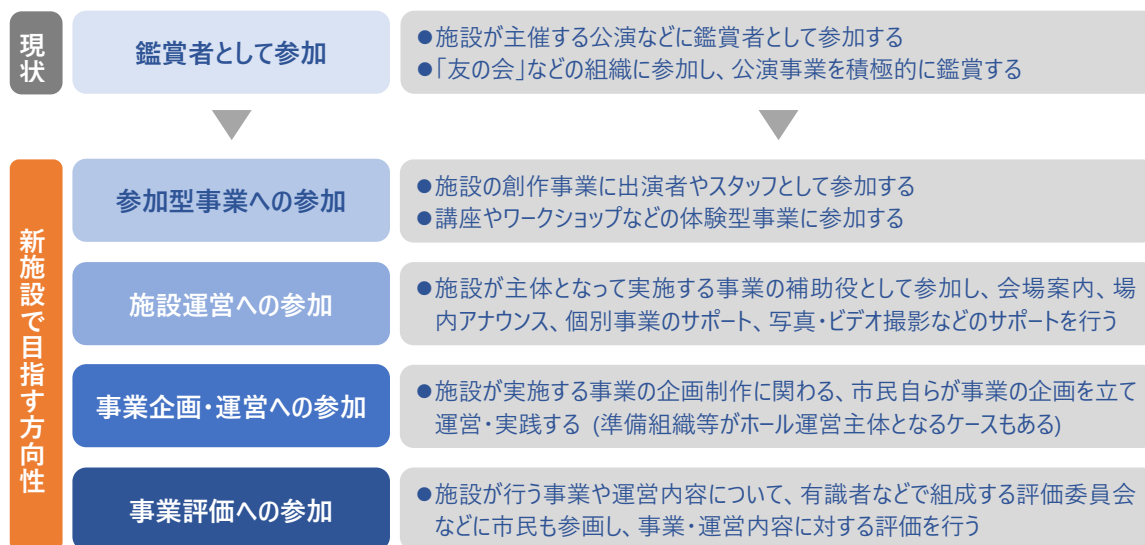
3. 市民参画・協働のあり方

ホール施設における市民参加・協働のあり方には、以下に示すように、施設が主催する公演などに鑑賞者として参加する方法をはじめ、参加型事業への参加、施設運営への参加など、さまざまな関わり方がある。

新市民文化センターを多くの市民に親しまれる施設とすること、また、新居浜市の文化・芸術を持続可能なものとし、エリア全体でにぎわいを創出していくためには、市民が鑑賞者・利用者（サービス享受者）として関わるだけでなく、自ら事業や催事を企画・運営するなど、サービスの提供者として、より積極的・主体的に参画してもらうことも重要である。

これらの点を踏まえ、今後、別途「管理・運営計画」を策定する過程においても、市民との関わりを継続しながら、開館後も協働できる環境や仕組みづくりを検討する。

図表● 市民参画・協働のパターン



4. 管理・運営体制のあり方

(1) 高い専門性を有する人材・スタッフの必要性

新市民文化センターの管理・運営に関する業務として、以下のようなものが想定される。

管理業務に関しては、建築物や設備の保守管理をはじめ、警備、清掃などの一般的なメンテナンス業務に加えて、ホール施設に特有の舞台機構や照明、音響設備の保守、技術業務が含まれる。特に、舞台関係については、高い専門性が求められるが、技術者の不足が問題となっており、その確保と育成が求められている。

運営業務に関しては、貸館事業、自主事業をこれまで以上に積極的に展開していくために、管理業務と同様に、それぞれの業務に精通した専門的な人材の配置が求められる。また、生涯学習センター、児童センターも含めて、施設全体を統括する責任者の存在も重要となる。さらに、施設の運営にあたっては、市民との協働を通じて、市民の中から、専門的な知識と経験を有する人材を育成していくことも必要となる。

図表4 新市民文化センターで想定される管理・運営業務

分類	業務内容	
管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の保守管理業務 ・建築設備の保守管理業務 ・舞台関連設備の保守管理業務 ・環境衛生管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業務 ・清掃業務 ・植栽管理業務 ・長期修繕業務 ほか
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・開業準備業務 ・貸館業務（利用案内・受付・利用許可・貸出・料金徴収等） ・舞台運営業務 ・情報提供・発信業務 ・相談業務 ・広報・宣伝業務 ・アウトリーチ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業（企画・制作・広報宣伝・チケット販売・会場運営・事後対応等） ・他施設等との連携 ・視察対応業務 ・生涯学習センターの運営 ※ ・児童センターの運営 ※ <p style="text-align: right;">ほか</p>

※ 生涯学習センター、児童センターについては、それぞれ別組織の運営となると考えられる。

(2) 管理・運営体制のあり方

新市民文化センターの管理・運営には、従来に比べて、より高度な専門性や市民との協働が求められることから、PPP/PFIなどの官民連携による運営体制も含めて、今後、官民連携手法導入可能性調査の実施などを通して、適切な管理・運営主体のあり方を検討する。

5. 利用・貸出規則

新市民文化センターの利用規則等については、現状・課題や市民ニーズ、複合する機能との関係性などを踏まえつつ、利便性の一層の向上に資するよう、以下の方針に基づいて、別途策定する「管理・運営計画」の検討段階で具体化を図る。

図表● 利用・貸出規則の検討方針

開館時間・休館日	複合型の施設であることを踏まえながら、市民の利便性に配慮した開館時間・休館日を設定する
利用区分	利用実態や市民の要望などを踏まえ、できるだけ短い単位とするなど、利用しやすい利用時間区分を設定する また、ホールの1階のみの利用や楽屋のみの貸し出しなどにも対応できるよう、利用範囲区分を設定する
利用予約方法	手続きの利便性の向上を図り、ホールや会議室等、諸室の特性に応じた予約方法を設定する
利用料金・減免のあり方	近隣他施設の料金水準や施設全体の想定収支計画、受益者負担の考え方などを踏まえ、適切な利用料金・減免のあり方を検討する

以上